○中部地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡崎市本宿町字城屋敷九番三から同市本宿町字城屋敷一二番一まで	前	三一・九三～三九・八八メートル
	後	〇〇・〇四〇キロメートル
	前	三一・九三～三八・五四メートル
	後	〇〇・〇四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	岡崎市本宿町字城屋敷九番三から同市本宿町字城屋敷一二番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月一日

○中部地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
塩尻市大字奈良井字三ノ段八三七番二二六から同市大字木曽平沢字錦沢一四五一番一七六まで	前	一二・四四～三八・四〇メートル
	後	一五・九二～五二・〇四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
静岡県駿東郡清水町伏見字泉頭七一番七から同町伏見字泉頭七一番九	前	二六・五五～三〇・三五メートル
	後	二六・五五～三六・四五キロメートル
静岡県駿東郡清水町八幡字中瀬一八二番一から同町八幡字東原一七八番一	前	二二・六六～五二・一一メートル
	後	二二・六六～四一・一七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
米原市顔戸字塚町一三一七番一から彦根市佐和山町字通り道一五〇番一まで	前	B　九・七八～六九・三一メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　七・六四五キロメートル B　八・〇一〇キロメートル	
	前	B　九・四四～五四・九七メートル	
	後	A　一・六六二キロメートル B　一二・五〇～七一・七六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
米原市岩脇字西浦七九番一から同市米原一一四一番まで	前	一一・五三～四九・八〇メートル
	後	一・三四四キロメートル
米原市西円寺字丸山五三三番一から同市中多良字建仁寺六三六番二まで	後	九・七八～一三三・七一メートル
	前	四・七一八メートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之